

浜松市消防職員服務要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、浜松市消防職員服務規程(昭和36年浜松市消防本部訓令甲第9号。以下「規程」という。)に規定するもののほか、必要な事項を定める。

(私事旅行簿)

第2条 規程第18条に規定する私事旅行簿は、第1号様式とする。

2 私事旅行の届出の専決は、浜松市専決規程(昭和41年浜松市訓令甲第16号)別表の1(2)の人事に関する事項のうち、職員の内国旅行命令及び復命の事項の例による。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

